

主な指摘事項【特定施設入居者生活介護】

区分	項目	指摘内容	文書指摘 件数
運営	内容及び手続の説明 及び契約の締結等	重要事項説明書及び契約書について、以下の点において不備が見受けられた。 <ul style="list-style-type: none"> ・平成30年度報酬改定の内容について、文書での同意を得られていない。 ・旧法人名で契約等を行っていたため、現在の法人名に修正すること。 ・利用料の利用者負担額について、1割・2割負担の内容のみの記載となっていた（3割負担についても記載すること）。 ・サービス提供の記録等、利用者に対する記録の保存について記載されていないため、その完結の日から5年間と記載すること。 ・苦情に対する相談窓口について、保険者についても記載すること。 	2件
運営	指定特定施設入居者 生活介護の取扱方針	身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講ずること。 <ul style="list-style-type: none"> ・身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。 ・身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。 ・介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的（年2回以上）に実施すること。 	1件
運営	特定施設サービス計 画の作成	<ul style="list-style-type: none"> ・特定施設サービス計画を作成していない利用者がいた。 	1件
運営	事故発生時の対応	<ul style="list-style-type: none"> ・サービスの提供により発生した事故のうち、医療機関を受診した場合及び服薬誤飲が生じた場合には、速やかに所定の様式にて保険者に報告すること。 	1件
介護給付 費の算定 及び取扱 い	身体拘束廃止未実施 減算	身体的拘束等の適正化を図るための下記の措置を講じていることが確認できなかった。 <ul style="list-style-type: none"> ・身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。 ・身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。 ・介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的（年2回以上）に実施すること。 	1件
介護給付 費の算定 及び取扱 い	生活機能向上連携加 算	<ul style="list-style-type: none"> ・本加算は、①指定訪問リハビリテーション事業所②指定通所リハビリテーション事業所③リハビリテーションを実施している医療提供施設のいずれかの施設に所属している理学療法士等と共同してアセスメント等を行う必要があるが、事業所において現に提携している施設が上記①～③のいずれに該当するものであるかが不明であるため、それが分かる書類を提出すること。 ・本加算は、機能訓練指導員等が、利用者の心身の状況に応じて計画的に機能訓練を適切に提供していることが必要であるが、月ごとの機能訓練の実施記録において当該機能訓練の実施が確認できない月があった。 	1件
介護給付 費の算定 及び取扱 い	医療機関連携加算	<ul style="list-style-type: none"> ・本加算は、あらかじめ、指定特定施設入居者生活介護事業者と協力医療機関等で、情報提供の期間及び利用者の健康の状況の著しい変化の有無等の提供する情報の内容についても定めておくこととあるが、取り決め等についての文書が見当たらなかった。 ・協力医療機関等への情報提供は、面談によるほか、文書（FAXを含む。）または電子メールにより行うことも可能とするが、情報提供した場合には、協力医療機関の医師又は利用者の主治医から署名あるいはそれに代わる方法により受領の確認を得るべきところ、口頭での情報提供のみで受領の確認が行われていなかった。 	1件
介護給付 費の算定 及び取扱 い	口腔衛生管理体制加 算	<ul style="list-style-type: none"> ・口腔ケアに係る技術的助言及び指導とは、当該施設における入居者の口腔内状態の評価方法、適切な口腔ケアの手技、口腔ケアに必要な物品整備の留意点、口腔ケアに伴うリスク管理、その他当該施設において日常的な口腔ケアの実施にあたり必要と思われる事項のうち、いずれかに係る技術的助言及び指導のことをいうものであるが、それらが行われていることが確認できなかった。 	2件